

決 定 書

異議申出人

桶川市

星野 充生

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年12月1日付けで提起された令和5年11月19日執行の桶川市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、桶川市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

申出人は、本選挙における当選人細谷文人（以下「当選人」という。）の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 本件異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は、次のとおりである。

桶川市に居住実態がないと思われ、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項の要件を満たしていない疑義が強い。

以上の理由により、調査のうえ居住実態が認められない場合、当選人の当選を無効とすることを求める。

決定の理由

1 本件異議申出の受理

申出人から令和5年12月1日に提出された異議申出書が形式的な要件を備えた適法なもの認め、当委員会において同月6日付けでこれを受理した。

2 調査の実施

実質審理にあたり、関係法令に従い、申出人に口頭意見陳述の希望及び本件異議申出の理由を裏付ける証拠書類等を有していればそれらの提出を求める文書を送付したが、口頭意見陳述の希望はなく資料の提出もなかった。

また、当選人に対しても、同様に関連する証拠書類の提出を求めるとともに、提出された証拠書類に基づいて事実確認を行った。

3 当委員会の判断

当委員会は、本件選挙における被選挙権の要件のうち、当選人が本件選挙の期日（令和5年11月19日）までの間、引き続き3か月以上桶川市に住所を有してしていたか否かについて判断する。

法第9条第2項における「住所」とは、民法（明治29年法律第89号）第22条で規定する「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と同義であり、「各人の生活の本拠」、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活の中心を指し、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより決せられる（最高裁判決昭和29年10月20日、同平成9年8月25日）。また、選挙人一人につき一票（平等選挙）の原則を踏まえると、選挙権の要件である「住所」は、各人につき一か所に限定され则认为すべきである（最高裁判決昭和23年12月18日）。

このため、人が特定の場所に生活の本拠を具備していると判断するためには、当該場所に住民票を登録しているのみならず、当該場所で現に起臥していることが客観的に認められていることが必要であり、日常生活を営むための必要な行為を行っていることが電気、ガス及び水道の使用状況等の客観的証拠による確認と本人の意思等総合的に判断する必要がある。

（1）住民基本台帳法上等の届出状況

本件当選人は、令和5年6月30日に行田市より現在住民票に登録されている住所（以下「現住所」という。）へ転入の届出を行い、現在に至るまで継続して現住所を住民票上の住所としている。

（2）現住所の居住状況

現住所の土地上の建物については、令和5年6月27日付けで当選人と株式会社木下との間において賃貸借契約を締結していること、この契約が令和5年6月30日からの2年間であることを当選人が提出した建物賃貸借契約書により確認した。

次に、当選人の生活の本拠を現住所に移すことの意識について考察する。家財道具等の運搬は、家族で行い引越業者は利用していない。しかし、冷蔵

庫、ドライバー、携帯電話充電器及び無線用 Wi-Fi ルーター等は現住所用に購入し、配送を行っているとのことであり、インターネット接続サービスも現住所にて申し込みをしている。

各種カード等の住所変更状況について、運転免許証は現住所へ転入した時点で次回更新まで半年を切っているため、手続きを行っていない。マイナンバーカードについては転入届時に変更済みであり、クレジットカードについては現住所において新規加入している。

現住所での郵便物や宅配便の受取伝票も多数確認できる。令和5年8月6日執行の埼玉県知事選挙入場券は前住所地である行田市選挙管理委員会から現住所に郵送され、本選挙の入場券も当委員会に戻ることなく現住所に郵送されている。

これらのことは、当選人の証言及び当選人より提出された資料により確認ができることから、当選人が生活の本拠を現住所地に移動しようとする意志を持って行動していると認められる。

(3) 電気、ガス及び水道の使用状況

現住所の電気、ガス及び水道の契約名義はいずれも当選人で、その使用量は以下のとおりである。

(電気の使用状況)

使用期間	使用量
令和5年7月1日～7月5日	9 k w h
7月6日～8月5日	103 k w h
8月6日～9月5日	108 k w h
9月6日～10月5日	95 k w h
10月6日～11月5日	88 k w h
11月6日～12月5日	170 k w h

(ガスの使用状況)

使用期間	使用量
令和5年7月3日～7月9日	0.0 m ³
7月9日～8月9日	6.0 m ³
8月9日～9月9日	3.0 m ³
9月9日～10月9日	4.0 m ³
10月9日～11月9日	11.0 m ³

(上下水道の使用状況)

使用期間	上下水道の別	使用量
令和5年7月1日～8月3日	上水道	4 m ³
同上	下水道	4 m ³
8月3日～10月3日	上水道	8 m ³
同上	下水道	8 m ³
10月3日～12月3日	上水道	12 m ³
同上	下水道	12 m ³

以上により、電気に関しては令和5年7月1日から12月5日まで、ガスに関しては令和5年7月3日から11月9日まで、上下水道に関しては令和5年7月1日から12月3日までの間、当選人が現住所において継続してこれらを使用していた事実が認められている。

使用量については、「平成26年度東京都家庭のエネルギー消費動向実態調査報告書」における、建て方、属性別世帯あたりおよび1人あたり平均月額電気・ガス使用量（電気186kwh、ガス15m³）及び東京都水道局「令和2年度生活用水実態調査」における世帯人員1人の1か月あたり平均使用量（8.1m³）と比較するといずれも少なくなっている。

当選人からの聴き取りによれば、当選人は単身であり、起床後、朝は5時30分頃から8時頃まで桶川駅周辺にて政治活動を行い、以降、仕事に向かい、仕事後の18時以降も朝と同様に桶川駅周辺にて政治活動を行い20時過ぎに現住所に戻るとのことであり、日中はほぼ留守にしている。

なお、当選人が開設しているSNSでは、令和5年7月3日以降、ほぼ毎日桶川駅周辺において政治活動等を行っていることが確認できる。

次に、当選人が所有する家電製品であるが、パソコン、電子レンジ等は所有するが、テレビと洗濯機は所有していない。エアコンは設置されているが、現住所は日当たりが悪いためか、夏場でも日中シャッターを閉めておけば室温も上がらず、夜間はエアコンを使用するものの電気量は意外と少なかったとのことである。

水道、ガスについては、食事は外食が大半であり、風呂はシャワーで短時間で済ませている。洗濯は定期的に家族が取りに来て実家にて行うことが多いとのことであった。

このようなことから、この期間の電気、ガス及び水道の使用実績を統計よりも少ないことのみをもって本件当選人の現住所での居住を否定することにはならない。

(4) 日用品等の購入について

当選人から7月から11月19日までの期間について、多くの領収書の提出があった。新聞購読料に関する領収書など一部紛失したとの証言もあったが、提出されたその内訳の大半が桶川市での店舗の利用によるものであり、現住所地の周辺において飲食や買い物をしていたことがうかがえる。

以上のとおり、当選人は令和5年6月30日から桶川市内に住民票上の住所を有し、令和5年6月30日から現住所の建物を賃借していることに加え、転入届出手続後、令和5年11月19日までの間、現住所で電気、ガス及び水道を継続的に使用していたこと、桶川市内の店舗で複数回にわたり食料品や日用品等を購入していたことが客観的に認められる。

また、当選人の証言からも、当選人は、現住所以外に居所を有していたとは認められない。

したがって、当選人は遅くとも令和5年7月9日から令和5年11月19日までの間、引き続き3か月以上、桶川市の区域内に住所を有していたと判断するものである。

4 結論

以上のことから、本件選挙における当選人の当選を無効とするとの決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第216条第1項が準用する行政審査不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年1月16日

桶川市選挙管理委員会
委員長 中 村 清

教 示

この決定に不服があるときは、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（法第206条第2項）。